

【NPO 法人ぎふ多胎ネット 新型コロナウイルス感染症防止対策マニュアル】

1、実施体制

- (1) 感染症防止対策の対策実施責任者は理事長とする。
- (2) 支援事業を実施する際は以降の項目を徹底するよう、スタッフに文書を配布し周知する。
- (3) 事業の参加者やスタッフの氏名と連絡先を把握する。
- (4) 事業の参加者やスタッフの健康状態を把握する。
(37.5 度以上または平熱日 1 度越えなどの発熱、息苦しさ、強いだるさ等)

2、事業について

- (1) 当該事業の開催について、必要性を充分検討する。
- (2) 大声の発生、大勢での歌唱、声援が想定される事業は実施しない。
- (3) 屋内で、呼気の上がるような運動を伴う事業は実施しない。
- (4) 当面の間、人と人との距離を確保できる参加者数とする。
- (5) 飲食を伴う事業は実施しない。(水分補給は除く。)

3、事業運営にあたって

- (1) 参加者間の間隔を確保する。(できるだけ 2 メートル。最低 1 メートル。)
- (2) 入場の際は混雑が予想されるため、床にテープで目印をつけ、適切な間隔が保てるようにする。
- (3) 適切な参加人数とする。
 - ・研修会等では、指定席化や座席間隔を確保するなど参加者同士の間隔確保を徹底する。
 - ・参加者同士の間隔が確保できるよう参加人数を設定する。
- (4) 参加者およびスタッフの健康確認
 - ・会場の入り口で参加者の氏名、連絡先、健康状態、体温をシートに記入してもらう。
 - ・参加前に自宅で検温し、37.5 度以上または平熱比 1 度越えの方には参加を控えてもらうよう徹底する。
 - ・息苦しさ、強いだるさやその他感冒に似た症状のある方に参加を控えてもらうよう徹底する。
 - ・途中で体調が悪くなった場合は、すぐに申し出て帰宅してもらう。その際、新型コロナウイルスの検査で陽性だった場合は直ちに事務局まで連絡をってもらうよう徹底する。
- (5) 参加者及びスタッフはマスク着用とする。

(未就園児は除く。また、熱中症の危険のある場合は、安全に配慮しながら適宜マスクを外すなど、配慮する。)

(6) 参加者及びスタッフの手指消毒の徹底をする。(会場入口に手指消毒液を置く。)

(7) 換気の徹底をする。

(30分に1回以上、数分間の窓開け。2方向の窓開け。換気扇の常時稼働など)

(8) 感染症対策に向けた参加者への呼びかけをする。

(ソーシャルディスタンスの確保、マスク着用、手指消毒の徹底等)

(9) 廃棄物対策

- ・鼻水、唾液のついたゴミはビニール袋に入れ密閉して持ち帰りを徹底する。
- ・ゴミ回収者はマスクや手袋を着用する。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は石鹸と流水で手洗いを徹底する。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すことの徹底を呼びかける。

(10) 授業開催時に使用した机椅子などの備品、おもちゃ等は開始時と閉会時に消毒を徹底する。

4、スタッフについて

(1) マスク着用、手洗い手指消毒の徹底、健康管理の徹底をし、衣服はこまめに洗濯交換する。

(スタッフにはマスク、手指消毒液を配布し、事業の際に使用できるよう準備する。)

(2) 本人及び家族が体調不良の場合は事業に参加しないようにする。

(3) 日ごろから3密などリスクのある場所への移動を出来る限り控える。

(4) 事業の参加者に体調異変者が発生した場合は、防護対策を講じた上で速やかに別室に隔離するようにする。

※このマニュアルは、令和2年7月1日から適用する。なお県内の状況により改定を行うものとする。